

政策:6.男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進することにかかるコストの状況

(所管:厚生労働省、一般会計、組織:厚生労働本省、担当部局:雇用均等・児童家庭局、組織:国立更生支援機関、担当部局:国立更生支援機関)

(労働保険特別会計雇用助定、年金特別会計子ども・子育て支援助定、東日本大震災復興特別会計厚生労働本省)

1. 政策にかかるコスト 501,421 百万円

(単位:百万円)

区 分	人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	雇用安定等給付費	補助金等	委託費等	独立行政法人運営費交付金	庁費等	その他の経費	減価償却費
I 人にかかるコスト	2,764	2,348	126	289	-	-	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	113	-	-	-	-	-	-	-	-	113
②庁舎等(減価償却費)	353	-	-	-	-	-	-	-	-	353
III 事業コスト	498,190	(-)	(-)	(-)	24,589	469,817	1,402	267	683	1,177
(1)男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	27,414	(-)	(-)	(-)	24,589	18	988	267	467	1,081
(2)利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	145,099	(-)	(-)	(-)	-	144,556	206	-	26	55
(3)児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	122,886	(-)	(-)	(-)	-	122,660	36	-	169	20
(4)母子保健衛生対策の充実を図ること	20,533	(-)	(-)	(-)	-	20,503	14	-	14	1
(5)ひとり親家庭の自立を図ること	182,256	(-)	(-)	(-)	-	182,077	156	-	4	18
コスト計(I+II+III)	501,421	2,348	126	289	24,589	469,817	1,402	267	683	1,177

(単位:百万円)

区 分	貸倒引当金繰入額	(参考)決算額
I 人にかかるコスト	-	-
II ①物にかかるコスト	-	-
②庁舎等(減価償却費)	-	-
III 事業コスト	253	500,565
(1)男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	-	27,451
(2)利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	253	144,861
(3)児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	-	122,886
(4)母子保健衛生対策の充実を図ること	-	20,548
(5)ひとり親家庭の自立を図ること	-	184,816
コスト計(I+II+III)	253	-

(参考) 自己収入 33,595 百万円

当該政策にかかる自己収入については、年金特別会計子ども・子育て支援助定の拠出金収入等 40百万円

労働保険特別会計雇用助定の雇用保険料等 33,554百万円

2. 政策にかかるストック情報(主な資産等)

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳										
	未収金	貸付金	貸倒引当金	土地	立木竹	建物	工作物	物品	無形固定資産	未払金	
物にかかるコスト	182	-	-	-	-	-	-	179	2	-	
庁舎等	9,089	-	-	-	6,992	9	1,721	366	-	-	
(1)男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	937	-	-	-	-	0	667	269	-	-	
(2)利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	27,303	27,509	-	△ 206	-	-	-	-	-	-	
(5)ひとり親家庭の自立を図ること	98,019	-	151,697	-	-	-	-	-	-	△ 53,677	
合 計	135,532	27,509	151,697	△ 206	6,992	10	2,388	635	179	2	

(単位:百万円)

区 分	備 考
物にかかるコスト	
庁舎等	
(1)男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	
(2)利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	
(5)ひとり親家庭の自立を図ること	
合 計	

※「物にかかるコスト」及び「庁舎等」の区分に当てはめられてる「物品」、「無形固定資産」、「土地」、「立木竹」、「建物」及び「工作物」は、特定の政策に結びつけることが困難なため、定員数により、当該政策に配分を行っている。

3. 参考情報

(1)当該政策に関連するコストの状況

①当該政策に配分された官房経費等の額

(単位:百万円)

I 人にかかるコスト	307
II 物にかかるコスト(庁舎等を含む。)	1,019
III その他事業コスト	29,604
合 計	30,931

②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費

(単位:百万円)

利払費	14,355
-----	--------

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2) 政策の概要

男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する、利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現する、児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備する、母子保健衛生対策の充実を図る、ひとり親家庭の自立を図る。

(3) 共通経費配分の方法

「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」及び「庁舎等」については、定員数による配分を行っている(地方局・外局に関しては決算額による配分を行っている)。また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局・外局へ配分を行っている。

(4) その他

なし。